

第 2 4 回

島原市農業委員会総会議事録

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については削除しています。

平成 2 5 年 5 月 2 7 日 (月) 午後 4 時 0 0 分より
於：島原市有明庁舎 3 階大会議室

第 2 4 回 島原市農業委員会総会

1. 開会日時 平成 2 5 年 5 月 2 7 日 (月) 1 6 時 0 0 分
2. 閉会時間 平成 2 5 年 5 月 2 7 日 (月) 1 6 時 3 2 分
3. 開催場所 有明庁舎 3 階大会議室
4. 出席委員者の数 2 7 名 欠席委員者数 4 名
5. 議 案
 - 第 1 号議案 農地法第 3 条 (所有権設定) の規定による許可申請について
 - 第 2 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請について
 - 第 3 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請について
 - 第 4 号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画 (案) について

報告事項 合意解約通知書について
使用貸借解約通知書について
農地改良等届出書について

議長

只今より、第24回島原市農業委員会の総会を開催します。

本日、3番 委員、10番 委員、24番 委員、30番 委員

は所要の為、欠席との連絡があっております。

出席委員は、31名中27名で定足数に達しておりますので総会は成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、議長が指名することになっており、17番委員、21番委員を指名します。

議長

第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の1番から4番を上程します。

本件については、農業委員会等に関する法律第24条の規定により、除^{じよせき}斥の必要がありますので、20番委員の退場を求めます。(委員退場)

事務局の説明を求めます。

事務局

1番は、兄から弟へ畑16筆9,700平方メートルを贈与するための申請です。

取得後の耕作面積は30,374平方メートルで、農機具は、トラクター2台、管理機1台、トラック1台の農業機械器具を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

2番は、畑1筆1,233平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は13,969平方メートルで、農機具は、トラクター1台、耕運機1台、田植機1台、コンバイン1台の農業機械器具を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

3番は、畑1筆124平方メートルを贈与するための申請です。

取得後の耕作面積は24,564平方メートルで、農機具は、トラクター2台、管理機2台、トラック2台、コンバイン1台の農業機械器具を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

4番は父から子へ、畑2筆826平方メートルを贈与するための申請です。

耕作面積は11,919平方メートルで、農機具は、耕運機1台、草刈機1台、動噴1台の農業機械器具を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

1 番について、譲渡人は、父親から農地を贈与で受けて農業に従事していたが、途中で農業を辞め他の仕事についたため、実家の後継者である弟に贈与するものです。

譲受人は3年以上農業に従事しており、一生懸命頑張っておられます。

現地調査員

2 番について、譲受人は、農家で15年の農作業暦があります。妻と2人で農業を営んでおり、水稻、にんじん、レタスを作付けし、通作距離は歩いて15分ということであり、問題なしと見て参りました。よろしくご審議のほど、お願いします。

3 番について、譲受人は、農家で27年の農作業暦があります。夫、母、子の4人で農業を営んでおり、にんじん、イチゴ、メロンを作付しております。

申請地の隣接地も耕作しており、問題なしと見て参りました。

よろしくご審議のほど、お願いします。

現地調査員

4 番について、譲受人は20年の農作業暦があります。譲渡人の父と2人で農業を営んでおります。今回の申請は親から子への贈与ということで何ら問題ありません。

よろしくご審議のほど、お願いします。

議長

只今、説明がありました、第1号議案の1番から4番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第1号議案1番から4番の所有権移転は許可することに決定します。20番委員の入場を求めます。

(委員入場)

委員に関する案件は、許可されましたので報告します。

議長

次に、第2号議案農地法第4条の規定による許可申請の1番ですが、第2号議案農地法第4条の規定による許可申請の2番、第3号議案農地法第5条の規定による許可申請の1番、2番、3番及び4番は関連がありますので同時に上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

説明資料として、転用申請地等見取図及び被害防除計画書の1－1ページに許可申請ごとに色分けした造成計画平面図を添付しております。

まず、第2号議案農地法第4条の規定による許可申請の1番ですが、資料の黄土色部分になります、申請地50平方メートルを農地及び賃家の進入路として利用。2番は緑色になります、申請地27平方メートルを1番と同じく農地及び賃家の進入路として利用。

次に、第3号議案農地法第5条の規定による許可申請の1番ですが、資料の青色部分になります、申請地33平方メートルの持分2分1を譲受けて農地及び賃家の進入路として利用。

2番については、資料の紫色部分になります、申請地53.94平方メートルを農地及び賃家の進入路として利用。

3番については、資料の黄色部分になります、申請地430平方メートルを借り受け宅地に造成して利用。

4番については、資料のえんじ色部分になります、申請地85平方メートルを宅地に造成して利用。

以上6件の申請地8筆678.94平方メートル及び隣接宅地等627.35平方メートルの合計1,306.29平方メートルを一体に造成し、進入路及び木造平家建賃貸住宅5棟314.65平方メートルを建築するとのことです。

申請地は、都市計画区域内の第1種住居地域であることから、第3種農地となります。

被害防除計画は別途添付しておりますので、説明を省略いたします。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

申請地は、北側道路より進入道路を設置し、南側の農地に5棟の貸家を建築するとのことです。北側は水路をはさみ道路、東側は農地および宅地、南側は山林、西側は農地となっております。道路部分はアスファルト舗装し側溝を設置、雨水は道路側溝へ、污水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由し道路側溝へ流すこととなり、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第2号議案農地法第4条の規定による許可申請の1番、2番、第3号議案農地法第5条の規定による許可申請の1番、2番、3番、及び4番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案農地法第4条の規定による許可申請の1番、2番、第3号議案農地法第5条の規定による許可申請の1番、2番、3番、及び4番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案農地法第4条の規定による許可申請の1番、2番、第3号議案農地法第5条の規定による許可申請の1番、2番、3番、及び4番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請の3番を上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局

3番の申請人は、申請地616平方メートルに、木造平家の農業用倉庫2棟383.80平方メートルを建築したいとの申請です。また、申請地に隣接して平成24年7月に農業用施設届が出され、既に完成済みの農業用倉庫1棟155.2平方メートルがあります。

申請地は、農業振興地域内の農業用施設用地となっております。被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

3番の申請地は、東側は宅地、南側は道路、西側は水路をはさみ農地、北側は農地となっております。雨水は水路へ放流するということで、問題なしと見て参りました。ご審議のほど、よろ

しくをお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第2号議案の3番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、3番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請の3番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第3号議案農地法第5条第1項の規定による許可申請の5番を上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局

5番の譲受人は申請地2筆163平方メートルを譲り受け、木造平屋の住宅80.35平方メートルを建築したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第1種低層住居専用地域であることから、第3種農地になります。被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

5番の申請地は、東側、西側及び北側は農地、南側は道路となっております。雨水は溜桝を通じ道路側溝へ、汚水および生活雑排水は合併浄化槽を経由し道路側溝に放流するということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第3号議案の5番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、5番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の5番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第3号議案農地法第5条第1項の規定による許可申請の6番を上程します。

本件については、農業委員会等に関する法律第24条の規定により、除^{じよせき}斥の必要がありますので、22番委員の退場を求めます。(委員退場)
事務局の説明を求めます。

事務局

6番の譲受人は申請地956平方メートルを譲り受け、宅地を4区画造成し分譲したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第1種低層住居専用地域であることから、第3種農地になります。被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

6番の申請地は、北側は公道で、水路をはさみ農地、東側及び南側は里道、水路をはさみ農地、西側は宅地になっております。練石積を設け、40cmから130cm程度の盛土を行うということです。雨水は道路側溝へ、住宅建築後の汚水および生活排水は合併浄化槽を経由し道路側溝へ放流することが条件なので、なんら問題なしと見て参りました。

議長

只今、説明がありましたが、第3号議案の6番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の6番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

22番委員の入場を求めます。(委員入場)

委員に関する案件は、許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定しましたので報告します。

次に、第3号議案農地法第5条第1項の規定による許可申請の7番を上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局

7番の譲受人は申請地3筆499平方メートルを譲り受け、木造平家の住宅及び物置 132.28平方メートルを建築したいとの申請です。

申請地は、農業振興地域内の農用地外で、島原鉄道駅から300メートル以内にあることから、第3種農地になります。被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

7番の申請地は、北側は8番申請地、東側は宅地、南側は農地、西側は道路、水路を挟んで農地になっています。雨水は道路側溝へ、汚水および生活雑排水は合併浄化槽を経由し、道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、7番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の7番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第3号議案農地法第5条第1項の規定による許可申請の8番を上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局

8番の譲受人は申請地3筆536平方メートルを譲り受け、木造平屋の住宅及び物置 106.32平方メートルを建築したいとの申請です。申請地は、農業振興地域内の農用地外で、島原鉄道駅から300メートル以内にあることから、第3種農地になります。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

8番の申請地は、南側は7番申請地、東側は宅地、北側は農地、西側は通路、水路を挟んで譲渡人所有の農地となっております。雨水は道路側溝へ、汚水および生活雑排水は合併浄化槽を経由し、道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、8番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の8番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第3号議案農地法第5条第1項の規定による許可申請の9番を上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局

9番の譲受人は申請地286平方メートルを譲り受け、木造2階建住宅82.99平方メートルを建築したいとの申請です。申請地は、農業振興地域内の農用地外で農地の集団性が10^{ヘクタール}未満であることから第2種農地となります。被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

9番の申請地は、北側は道路を挟んで農地、東側は宅地、南側は譲渡人所有の農地、西側は里道を挟んで農地になっております。雨水は溜枥を通じ道路内集水枥へ、汚水および生活雑排水は合併浄化槽を経由し道路内集水枥へ放流するということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほどよろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、9番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の9番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第4号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について説明します。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画(案)の承認を得ようとするものであります。

利用権設定については、4ページから7ページに記載のとおりで

耕作権の新規設定	16件	32筆	32,195.00㎡	
耕作権の再設定	13件	24筆	27,747.00㎡	
合 計	29件	56筆	59,942.00㎡	です。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、農用地利用集積計画(案)を承認することに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議がないようですので、第4号議案は承認することに決定します。

次に、報告事項です。事務局の説明を求めます。

事務局

議案集8ページをご覧ください、農地法第18条の合意解約通知書については、3件 4筆 2,651㎡の届けがありました。

使用貸借解約通知書については、3件 9筆 10,008の㎡の届けがありました。
議案集9ページをご覧ください、
農地改良等届については、2件 2筆の届けがありましたので報告します。

議長

ただいまの報告に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

これで、第24回島原市農業委員会総会を閉会します。

16時32分